

報告第8号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、市議会の承認を求める。

令和5年5月12日提出

三次市長 福岡 誠志

専決処分第 6 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，三次市都市計画税条例の一部を改正する条例について，次のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市都市計画税条例の一部を改正する条例

三次市都市計画税条例（平成 16 年三次市条例第 81 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改める。

附則第 17 項中「第 10 項，第 14 項から第 18 項まで，第 20 項，第 21 項，第 25 項，第 28 項，第 32 項から第 36 項まで，第 39 項，第 40 項若しくは

第44項」を「第9項，第13項から第17項まで，第19項，第20項，第24項，第27項，第31項から第35項まで，第38項，第39項，第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き，この条例による改正後の三次市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は，令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和4年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第17項の規定の適用については，同項中「，第43項若しくは第46項」とあるのは，「若しくは第43項」とする。